

令和4年度 第2回酒田市障がい者施策推進協議会並びに

酒田市障がい者地域自立支援協議会 次 第

日 時：令和5年3月27日（月）15:00～

場 所：酒田市役所3階 第一委員会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 健康福祉部長あいさつ

4 協 議

- | | | | |
|---------------------------|-------|-------|-----|
| (1) 専門部会等の活動状況について | 資料1 | 3頁 | |
| (2) 障がい者基幹相談支援センターの設置について | 資料2 | 10頁 | |
| (3) 障がい者の就労状況について | 資料3 | 13頁 | |
| (4) あおぞら、かでるの支援状況について | 資料4・1 | 資料4・2 | 16頁 |
| (5) その他（情報交換） | | | |

5 そ の 他

6 閉 会

令和4年度 専門部会等の活動状況について

1 相談支援部会

実施日	令和4年6月30日
内容	年間計画の策定、グループワーク（ケース検討）、情報交換
出席者	相談支援事業所、市福祉企画課 計32人
目的・課題	年間計画を策定し、相談支援事業所間の連携を図る。グループで事例検討を行うことにより、複数の考え方を知ることができ、アイディアを出し合い事例検討を重ねることで、地域の支援力を向上させる。
主な意見等	いろいろな視点で考察することができるため、業務においての悩み、煮詰まっているケースの時は凝り固まった見方から違う視点で考えることができる。
今後に向けて	継続して実施する

実施日	令和4年9月7日（Zoom開催）
内容	障がい者支援施設のサービス管理責任者との情報交換、グループワーク
出席者	相談支援事業所、市福祉企画課 計29人
目的・課題	サービス管理責任者との連携、情報共有を図る
主な意見等	お互いの意見や考えを情報交換することができ、協力体制を構築することができる。
今後に向けて	継続して実施する

実施日	令和5年1月26日
内容	グループスーパービジョンを行い、事例提供者への気づきを促す
出席者	相談支援事業所、市福祉企画課 計18人
目的・課題	輪番で事例提供を行い、相談支援専門員が思い悩んでいるケースについて全員で協議。アプローチ方法をはじめ様々なアイディアを出し、気づきを促して、事例に活かしてもらう。
主な意見等	事例検討者は参加者からのアイディアをもらうことで、ストリングスや違う視点の気づきや考えの幅が広がる。 事例の共有をしながら、参加者も勉強になり、今後の支援に活かすことができる
今後に向けて	継続して実施する

実施日	令和5年2月28日
内容	年間反省、グループスーパービジョンを行い、事例提供者への気づきを促す
出席者	相談支援事業所、市福祉企画課 計23人
目的・課題	年間反省で、次年度の運営に反映させる。輪番で事例提供を行い、相談支援専門員が思い悩んでいるケースについて全員で協議。アプローチ方法をはじめ様々なアイディアを出し、気づきを促して、事例に活かしてもらう。
主な意見等	事例検討者は参加者からのアイディアをもらうことで、ストリングスや違う視点の気づきや考えの幅が広がる。 事例の共有をしながら、参加者も勉強になり、今後の支援に活かすことができる
今後に向けて	継続して実施する

2 就労支援部会

実施日	令和5年2月21日（火） 中町庁舎62号
内容	障がい者就労施設等からの物品等調達方針について 障がい者就労支援カフェ「えーる」について はっぴいバザーについて ふるさと納税返礼品への事業所登録について 事業所からの事例発表
出席者	就労支援事業所、酒田市福祉企画課 計18人
目的・課題	工賃向上、就労機会の拡大
主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度酒田市障がい者就労施設等からの物品等調達方針についての内容確認と承認。 ・バザーの周知方法については、チラシ等に商品価格や写真を載せることで集客を図る。 ・バザー終了時間は短縮せずに以前のままする。 ・ふるさと納税は毎月コンスタントに注文が入るわけではないので管理が難しいが、売上増には繋がっている。 ・農福連携で施設外就労することにより工賃向上を図ることができる。 ・空調や衛生環境が整った環境での就労は利用者の精神安定に繋がる。 ・共同受注センターは新規の取引であれば仲介可能。従前のものは今まで通り独自に取引を継続するようにと話があった。
今後に向けて	えーるの参入事業所の募集、バザーの周知方法の変更等を実施

【参考】はっぴいバザー（障がい者バザー）の開催状況

市役所1階フリースペース内で年4回実施

開催期間	総売上額	参加事業所数
① 令和4年6月6日～10日	279,390円	11事業所
② 令和4年9月5日～9日	227,200円	10事業所
③ 令和4年12月5日～9日	305,052円	12事業所
④ 令和5年3月6日～10日	※各事業所へ照会中	

3-1 地域生活支援部会

実施日	令和4年12月22日（木） 「Zoom」を使ったWeb会議方式
内容	地域生活支援拠点等の整備について
出席者	短期入所施設、相談支援事業所、共同生活援助事業所、市福祉企画課 計13人
目的・課題	地域生活支援拠点等の圏域の確認、拠点等の利用の仕方、各事業所の状況等情報交換を行う。
主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域の設定には、遊佐町、三川町を含めた形で検討を進めていく（意見なし） ・酒田市には基幹相談センターがなく、相談の機能、24時間体制体制等今後の課題か。→市直営で基幹相談センターの設置を検討している旨回答 ・短期入所施設から、緊急時の対応として、基本的に断らず、受け入れる（受け入れている）とのこと。
今後に向けて	令和6年4月からの事業実施に向けて、令和5年度末までに体制を整える。

3-2 精神障がい者地域移行連絡会議

実施日	令和4年11月25日（金）「Zoom」を使ったWeb会議方式
内容	精神障がい者の地域生活移行の推進について
出席者	医療機関、相談支援事業所、市健康課、市福祉企画課 計6人
目的・課題	精神障がい者の地域移行に向け関係機関の取り組みについて検討する。
主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の状態が障がい福祉サービスにも介護保険サービスにも合致しない場合の支援が難しい。障がい福祉サービスだと日中活動のハードルが高い。 ・グループホームでの生活後に入院となり長期化している傾向がある。 ・長期入院中にキーパーソンが世代交代しており本人と殆ど面識がない場合の親族を含めた退院支援が難しい。 ・外出体験をすると退院の意欲が湧く人が多い。

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行支援は支援側の負荷が大きく実際の利用までのハードルが高い。 ・家族や地域から退院を拒否されているケースについて、本人が自宅への退院を希望されている場合は話し合いが中々進まない。
今後に向けて	保健・医療・福祉関係者の連携による長期入院（1年以上）者の地域移行6人／年度を目標とする。

4-1 児童・発達支援部会

実施日	令和4年8月26日（金） 市役所議会会議室
内容	共生型サービスの普及にむけた本市の動向について 放課後等デイサービス新規開設セミナーについて
出席者	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、子育て支援課、 福祉企画課 計18名
目的・課題	発達障がい児者とその家族を地域で支えるため、発達支援に係る関係機関が連携し、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図る。
主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者より、土曜日または祝日だけ日中一時支援を利用したいとの声がある。 利用できる事業所があれば情報提供をお願いする。 ・共生型（障害福祉）サービスを辞めた。要因としては、介護事業所のデイサービスに空きが出たことや、介護報酬の関係がある。 ・はまなし学園の医療的ケア児で活動的な児童がいるが、行き先に悩んでいる。 ・人手不足で運営に難儀している状況である。医療的ケア児の受入れは難しい。
今後に向けて (部会後の 成果等)	<ul style="list-style-type: none"> ・8/4に開催した「放課後等デイサービス新規開設セミナー」の参加者等の中から、新たに事業所を開設する動きが出てきている。 <ul style="list-style-type: none"> ①日中一時支援事業所・きらっと【R5.1開設】 ②放課後等デイサービス事業所・アルク【R5.4開設予定】 ③放課後等デイサービス事業所・ライト【R5.4開設予定】 ・12/8に「共生型サービスオンラインセミナー」を開催したことにより、共生型サービスに関する介護保険事業関係者の理解と認識を深めることができた。 ・R5.2月に医療的ケア児も受け入れ可能な民間の放課後等デイサービス事業所が市内に開設され、医療的ケア児の受け入れ先の選択肢が広がったところである。

4-2 医療的ケア児連絡会

実施日	令和4年8月26日（金）※児童・発達支援部会と同日開催
内容	医療的ケア児の支援に関する課題について 災害時個別避難計画作成について
出席者	児童発達支援・放課後等デイサービス事業所、相談支援事業所、学校教育課、健康課、子育て支援課、福祉企画課 計18名
目的・課題	医療的ケア児とその家族を地域で支えるため、医療的ケア児支援に係る関係機関が連携し、地域の課題や対応策について意見交換や情報共有を図る。
主な意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がいがあり、今後の放課後等デイサービス事業所など行き先に漠然とした不安を持つ保護者がいる。 ・受入れ可能な生活介護事業所が少なく、受入れ先を選べない状況がある。 ・市の状況やニーズを把握できたことより、医療的ケア児の支援について法人としても働きかけをしていきたい。 ・医療的ケア児の受入れにあたり、看護師（の立場）としては、受入れ困難が状況のお子さんはいないと考えている。医療機関からも家族にケア内容の指導が行われている。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児の家族と関係機関との情報共有を継続し、医療的ケア児連絡会としての関わりを考える。 ・災害時個別避難計画について、関係機関及び保護者への説明を行う。

SANROKU SEMINAR



異業種の方
大歓迎!

新規開設のため
ノウハウを学ぶ。



放課後等デイサービス 新規開設セミナー

放課後等デイサービス事業所の新規開設を検討している方に向けた、事業所設立に必要な手続き等のノウハウを凝縮してお届けします。福祉系事業所はもちろん、異業種からのチャレンジもOK。経験・未経験問わず、幅広い方々に向けたセミナーです。

[放課後等デイサービスとは]

障がい児が授業の終了後や学校の休業日に指定事業所に通いながら、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進その他必要な支援が受けられるものです。

対象

- 福祉系事業者の方
- 異業種から福祉系を目指す方



行政書士法人放デイラボ
行政書士

河合 峻也 氏

お申込み&詳しくはこちら▼

2022年8月4日木

14:00-16:00 参加方法 会場サンロク(20名)またはオンライン



酒田市産業振興まちづくりセンター サンロク 山形県酒田市中町2丁目5-10 酒田産業会館1F 共催／酒田市福祉企画課

営業時間 9:00~21:00 休業日 祝日・年末年始 TEL.0234-26-6066 HP sanroku.jp



【ご来場をお考えの方へ】 ●マスクの着用をお願いします。 ●37.5度以上の熱がある方は参加をお控えください。 ●駐車場は有料になります。

共生型サービスオンラインセミナー

～立ち上げと運営のポイント～

共生型サービス（共生型障害福祉サービス）の新規指定を検討または視野に入れている介護保険サービス事業所向けに、共生型サービスの制度や事業創設に伴う基準・報酬についての理解を深めるためのオンラインセミナーです。

【共生型サービスとは】

共生型サービスは、介護保険事業所が障害福祉サービスを提供しやすくなること等を目的とした指定手続きの簡素化特例です。共生型サービスの実施により、「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができると期待されています。

日時 令和 4年 12月 8日（木） 14:00～16:00

会場 オンライン（Zoom）

または 酒田市産業振興まちづくりセンターサンロク（先着20名）

対象 酒田市内で共生型障害福祉サービス事業所として指定を受けることを検討もしくは視野に入れている介護保険サービス事業所の職員等

主催 酒田市健康福祉部 福祉企画課・高齢者支援課

講師 特定非営利活動法人ちば地域生活支援舎

代表理事兼事務局長 太齋 寛 氏

宮城県生まれ。大学卒業後、宮城県社会福祉協議会に入職。各種分野のボランティア、住民参加型在宅福祉サービス、宅老所、民間の中間支援組織の方々との出会いを通じて、社会や福祉を学ぶ。2004年に千葉県へ。多様な人たち（福祉関係者、本屋、百姓、当事者家族、ボランティア、研究者等）と現在の法人と鴨嶺の家を開設。宅老所の先達に学び、法人の役職員と共に、地域密着の小規模多機能ケアや共生ケアを実践する。

社会活動としては、一般社団法人ちば地域密着ケア協議会・事務局長、一般社団法人ひと・くらしサポートネットちば・理事兼事務局長、東金市地域密着型サービス事業者連絡会・事務局、千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会あんしんケアセンター等運営部会委員等もつとめる。

◇お申込みは別紙申込書にてお願ひいたします。

酒田市障がい者基幹相談支援センター（仮称）の設置について

1. 設置の目的

基幹相談支援センターは、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担うものです。

現在、協議している地域生活支援拠点の体制整備に係るコーディネーターの役割や、実施に向けた準備を行うこととしている重層的支援体制整備事業では、基幹相談支援センターの設置が必須になるなど、さまざまな役割から、基幹相談支援センターを設置し専門の職員を配置することが必要です。また、その業務の実施にあたっては公平性と中立性が求められます。

※障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正により、基幹相談支援センターの整備が市町村の努力義務と明記された【令和6年4月1日施行】。

2. 開所場所・開所時間

市直営で設置します。開所場所については、酒田市役所1階健康福祉部福祉企画課内とします。開所時間、休日については、市の取り扱いと同様とします。

3. 職員体制について

現在の酒田市福祉企画課障がい福祉係のケースワーク業務担当者、専任の職員（相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）で資格を持つ者を新たに配置する予定です。

4. 業務内容

(1) 障がい者の種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

(2) 地域の相談支援体制の強化の取組

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化

(3) 地域移行・地域定着の促進の取組

障がい者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発、地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※地域生活支援拠点等の地域の体制づくりの機能に直結する。

(4) 権利擁護・虐待の防止

成年後見制度利用支援事業の実施、障がい者等に対する虐待の防止

(5) 障がい者地域自立支援協議会の運営

障がい者地域自立支援協議会及び専門部会の事務及び運営

5. 開所時期

令和6年4月1日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び児童慢性特定疾患有する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者の（ほか）精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を目指すことを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワーク（はこの）のアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対する就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようとする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにする（ほか）、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行つ。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心（ほか）に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を探る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び児童慢性特定疾患有する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び児童慢性特定疾患有する医療費助成に係る申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行う（ほか）、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行つ者との連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や児童慢性特定疾患有の自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び児童慢性特定疾患有する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

- ① 障害D B、難病D B及び児童D Bについて、障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行つたため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に当する必要があつた同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び2の一部は令和5年10月1日）

1-② 1-③ 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的にを行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:873市町村(53%)、基幹相談支援センター:921市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様しており、対応に困難を抱えている事例もある。※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- 基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。
- 地域生活支援拠点等を障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。
- 市町村等が実施する精神保健に関する相談支援に位置付けた相談支援の包括的な確保を目指す。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に関する相談援助を追加する。※具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備

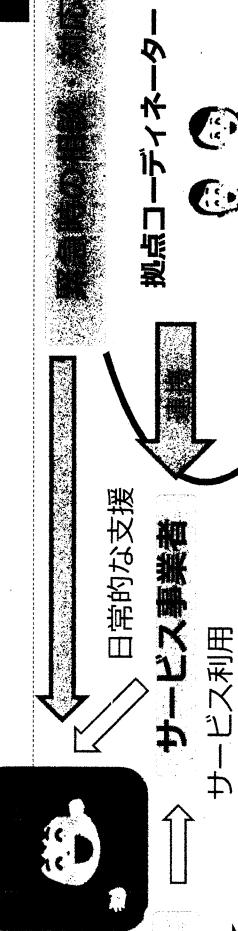
市町村 (①～③の整備・設置主体)

※本人や家族等からの相談
日常的な相談

相談支援事業者

サービス利用
計画策定等

主査相談専門員等



①基幹相談支援センター
(地域の相談支援の中核機関)

②地域生活支援拠点等

③協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

※複数の事業者が連携するなど
地域の実情に応じて整備

※複数の事業者が連携するなど
地域の実情に応じて整備

※複数の事業者が連携するなど
地域の実情に応じて整備

※複数の事業者が連携するなど
地域の実情に応じて整備

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)

酒田所管内(酒田市、庄内町、遊佐町)の障害者の状況

ハローワーク酒田

1 障害者求職登録状況(令和5年2月末)

部位別 区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他の障害者	
		割合		割合		割合		割合		割合
有効中	168	(16.2)	69	(16.1)	23	(8.4)	67	(23.6)	9	(17.6)
就業中	677	(65.2)	292	(68.2)	202	(73.5)	149	(52.5)	34	(66.7)
保留中	193	(18.6)	67	(15.7)	50	(18.2)	68	(23.9)	8	(15.7)
合 計	1,038	11.9%	428	6.4%	275	22.1%	284	34.5%	51	-

・有効中は求職中の者、就業中は就職・自営等、保留中は病気療養等で一時的に求職していない者

・合計の割合は、手帳所持者のうち当所に障害者登録している者の割合

・「その他の障害者」は、難治性疾患患者・発達障害・高次脳機能障害等のうち障害者手帳非所持者

・()は、登録者のうち有効中・就業中・保留中の割合

2 障害者手帳有効件数(令和4年3月末)

(資料出所:酒田市・庄内町・遊佐町)

部位別 区分	合計		身体障害者		知的障害者		精神障害者	
		割合		割合		割合		割合
酒田市		(73.7)	4,926	(73.9)	907	(73.0)	606	(73.5)
庄内町		(15.6)	1,021	(15.3)	195	(15.7)	149	(18.1)
遊佐町		(10.6)	720	(10.8)	140	(11.3)	69	(8.4)
合 計		100.0%		76.3%		14.2%		9.4%

・総数で、高齢者・年少者を含む。対前年比、合計で 0.09%、身体 ▲0.80%、知的 4.97%、精神 0.61%

3 民間企業の障害者雇用率(各年度6月1日)

項目 年度	企業数	常用労 働者数	基礎労 働者数	障害者 数(カウント)	雇 用 率			雇用率達成企業	
					酒田所	山形県	全国	企業数	達成割合
28年度	112	16,923	15,872.0	338.5	2.13	1.96	1.92	73	65.18%
29年度	109	16,633	15,616.0	350.5	2.24	2.03	1.97	72	66.06%
30年度	127	17,322.5	16,395.5	377.0	2.30	2.06	2.05	75	59.06%
元年度	125	16,936	15,982.0	369.5	2.31	2.09	2.11	76	60.80%
2年度	123	16,732	15,791.5	357.0	2.26	2.11	2.15	75	61.00%
3年度	131	16,539.5	15,558.5	332.5	2.14	2.11	2.20	74	56.50%

・対象企業は、管内に本社のある法人で基礎労働者数が平成25～平成29年度までは50人以上、

平成30年度からは45.5人以上、令和3年度からは43.5人以上

・基礎労働者数は、常用労働者数から除外率を控除した数

・対象労働者は、週の所定労働時間が20H以上～30H未満を0.5人として算定

4 安定所紹介による就職状況(令和5年2月末)

男女別 部位別	合計			男		女	
	うち重度	割合		うち重度		うち重度	
身体障害者	3	2	27.3%	3	2	0	0
知的障害者	4	0	36.4%	2	0	2	0
精神障害者	4	-	36.4%	2	-	2	-
他の障害者			0.0%				
合 計	11	2	100.0%	7	2	4	0

・重度は身体で1・2級(3級重複)、知的はA又はBのうち指定機関で重度判定を受けた者

・障害を非開示(クローズ)で紹介し採用された者を含む

令和4年障害者雇用状況報告集計結果

ハローワーク酒田

酒田公共職業安定所では、管内の民間企業における令和4年障害者雇用状況報告の集計結果を取りまとめました。

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業は2.3%）以上の雇用を義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主に報告を求め集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

『3年』

○実雇用率 2.15%	2.14%
○雇用障害者数 329.0人（実数は276人）	332.5人
○雇用率達成企業割合 64.6%	56.5%

※ 雇用障害者数は、重度障害者のダブルカウント、短時間労働者の0.5カウント等により算出。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

【民間企業における雇用状況】

○障害者数、実雇用率、法定雇用率達成企業割合

- ・民間企業（43.5人以上規模の企業127社）に雇用されている障害者数は329.0人で、前年より1.06%（3.5人）減少した。
- ・雇用者の内、身体障害者は210.5人（対前年比3.2%増）、知的障害者は89人（同6.0%増）、精神障害者は29.5人（同33.7%減）となり、精神障害者は減少となった。
- ・実雇用率は2.15%（前年2.14%）で、前年より0.01P上昇した。法定雇用率達成企業割合は64.6%（前年56.5%）であった。

○企業規模別の状況

- ・障害者数を企業規模別でみると、企業規模50～99人で113.0人、同100～

299人で103.5人、同300～499人で60.5人、同500～999人で18.0人、同1000人以上で34人となり、前年度よりも100～299人と300～499人で増加し、他は減少し、1000人以上は同数となった。

- ・実雇用率2.15%と比較すると、企業規模100～299人(5.21%)と、同300～499人(2.43%)と、同1000人以上(2.45%)は上回った。同50～99人(2.02%)と、同500～999人(1.54%)は下回った。
- ・法定雇用率達成企業割合は、企業規模50～99人が64.3%、同100～299人が61.8%、同300～499人が100%、同500～999人が0%、同1000人以上が100%であった。

○産業別の状況

- ・障害者数を産業別でみると、「鉱業」が0人、「建設業」が21.0人、「製造業」が100.0人、「電気・ガス・水道業」が2.0人、「情報通信業」が4.0人、「運輸業」が11.0人、「卸売・小売業」が38.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が2.0人、「飲食店・宿泊業」が3.0人、「生活関連サービス業・娯楽業」が35.0人、「医療・福祉」が83.0人、「複合サービス業」が12.5人、「サービス業」が17.0人であった。
- ・雇用率が高い産業(対象企業が5社以上の産業から)は「製造業」(2.27%)、「卸売・小売業」(2.28%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(4.35%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(2.41%)、「医療・福祉」(2.26%)の5業種で、実雇用率2.15%を上回っている。

○法定雇用率未達成企業の状況

- ・法定雇用率未達成企業は45社。その内、不足数が0.5～1人である企業は36社で、未達成企業に占める割合は80.0%となっている。
- ・障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は35社で、未達成企業に占める割合は77.8%となっている。

令和4年(4月～12月) 相談支援事業所あおぞら 相談支援件数表(酒田市)

障害種別では身体の方が昨年9件から27件に増加。知的の方が50件から44件に低下。精神の方が70件から90件に増加しており、相談者数としては増加している。支援方法については電話相談が去年と比べて13件減少しており、コロナウィルスの対策をして面談する機会が増加したものと思われる。相談内容に関しては福祉サービスに関する相談が最も多く、去年と比べ94件の増加。また健康に関する相談が17件増加。対して家計経済の悩みが多かった去年と比べ今年は52件減少し例年並みに落ち着いている。

令和4年度 庄内障害者就業・生活支援センターの支援実施状況について

令和4年4月～令和4年12月

① 障害種別の支援対象障害者（登録者）数（人）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
合計	24	177	97	12	310

② 新規登録者（人）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
7	20	17	1	45

③ 障害者に対する相談・支援件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
113	1,091	622	90	1,916

④ 職場実習のあっせん件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
1	20	20	9	50

⑤ 就職件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
1	12	10	1	24

⑥ 職場訪問により定着支援を実施した件数（件）

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合計
9	139	27	2	177

近年の相談傾向としては特に精神障害の方、発達障害の方のご相談が多くなっています。登録者数は、前年度と比較して若干減少。新規登録者については、前年度とほぼ同数です。相談・支援件数については前年度と比較して増加。職場実習のあっせん件数としては、前年度とほぼ同数です。就職件数については、例年と比べかなり少ない状況です。理由としては、前年度、職場実習を通じて就職した方が多い事や、就職を希望されても体調に波があるため、継続した就労がすぐには難しい方も多い状況です。そのため、職場実習も含めアセスメントを行っているケースが多いいためと思われます。今後も更に関係機関の皆様と連携して継続した就労に向けて支援を行っていきたいと思います。